旧師団長官舎の開館日時の変更

令和9年1月4日㈰～2月28日㈯までの間、開館日および開館時間を変更します。来館の際は、ご注意ください。

時 開館日＝毎週金曜日～日曜日、祝日　開館時間＝午前10時～午後4時　問 文化振興課（☎025・520・5629）

詳しくは

地盤沈下を防ぐために、地下水の節水にご協力ください

消雪のため地下水を多くくみ上げると、地盤が沈下し、住宅などに大きな被害が発生する恐れがあります。消雪パイプの水を小まめに止め、人力や機械による除雪を行うなど、地下水の節水にご協力ください。

また、市では地盤沈下の進行を抑制するため、揚水設備の設置を規制しています。届け出などが必要な地域で揚水設備を設置・変更する場合は、着工前に市または施工業者に問い合わせてください。

●設置者の皆さんへのお願い

○節水型の自動降雪感知器の設置、くみ上げた地下水の再利用、機械除雪の併用に努めてください。

○地盤沈下の恐れがあるとき、県は地盤沈下注意報や警報を発令します。地下水の一層の節水（警報発令時は使用量の半減）にご協力ください。

現在の地下水位は、市ホームページで確認できます。

問 環境政策課（☎025・520・5690）

詳しくは

建物を取り壊したら届け出を

固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日現在の固定資産の所有者に課税されます。

住宅や車庫などの建物を取り壊したとき（一部分の取り壊しを含む）は、現況確認が必要です。必ず「家屋滅失届出書」を提出してください。届け出がないと、建物があるものとして、引き続き課税される場合があります。

届出書は、問い合わせ先にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。また、電子申請システムからいつでも申請できます。

問 税務課（☎025・520・5652）、各総合事務所



詳しくは

令和9年度 償却資産（固定資産税）の申告

固定資産税の課税対象となる償却資産を所有する法人や個人事業主は、令和9年1月1日現在の状況を期限までに申告してください。

対 市内で事業に使用している資産（使用可能な資産も含む）

※土地や家屋として評価されている資産や、軽自動車税、自動車税の対象となる資産は除く　申 令和9年2月1日㈰までに電子申告（eLTAX（エルタックス））または税務課、各総合事務所、南・北出張所へ書面で申告　※電子申告の利用は事前に届け出が必要です。詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください　問 税務課（☎025・520・5652）

詳しくは

従業員の市民税・県民税・森林環境税は給与天引き（特別徴収）で

給与支払者（事業主）は、給与所得者（従業員）の市民税・県民税・森林環境税を給与から天引きして納付することが法律で義務付けられています。パート・アルバイトや非常勤職員でも特別徴収が必要です。

まだ特別徴収を行っていない事業主は、令和9年度の特別徴収の準備をしてください。手続き方法について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 税務課（☎025・520・5650）

詳しくは

農業所得の申告

●農業従事者

領収書などの関係書類を集計し、収入と経費を記載した収支内訳書の提出が必要です。

また、個人や法人から賃金や作業料などを受け取った場合も申告が必要です。

●小規模農家

水稲作付50アール未満の人は、調査票を市へ提出することで収支内訳書の提出を省略できるため、市民税・県民税の申告時間を短縮できる場合があります。調査票は令和9年1月下旬頃に発送します。

●田畑を小作に出している人

個人や法人から小作料を受け取った場合は、不動産所得として申告が必要です。

●法人の代表者

法人の構成員が申告しやすいよう、小作料、賃金、作業委託料、機械借上料などの項目別に支払金額をまとめ、構成員に配付してください。

問 税務課（☎025・520・5650）

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成

離婚や配偶者との死別などにより対象となる人で、まだ申請をしていない人は、早めに相談または申請をしてください。ただし、所得制限や公的年金の受給状況などにより対象とならない場合があります。

対 年度の末日で18歳以下（一定の障害がある場合は20歳未満）の児童を養育しているひとり親家庭の父もしくは母、または児童を養育する人　申 問 こども家庭センター（☎025・520・5726）または各総合事務所

詳しくは